

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	広島市 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和4年3月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務のうち、がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診について、検診結果情報の副本データを中間サーバーへ登録し、必要に応じて他自治体への情報照会及び提供を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)
②システムの機能	<p>1. ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。</p> <p>2. システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。</p> <p>3. 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。</p> <p>4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。</p> <p>5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。</p> <p>6. 特定個人情報登録・参照機能 情報連携支援端末を操作して、中間サーバーに登録する特定個人情報の副本を共通基盤に送信する機能。また、共通基盤に送信した中間サーバ登録前の特定個人情報の副本の内容を参照する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN)</p>

システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能(他市区町村への接種記録の照会・提供)。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。</p> <p>11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。</p> <p>12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム3									
①システムの名称	保健予防システム								
②システムの機能	<p>1. 検診受診結果登録機能 検診受診結果(受診日、検診結果、受診時の年齢、実施医療機関等)を登録する機能</p> <p>2. 統計処理機能 国報告のための統計処理を行うための機能</p> <p>3. 職員認証・権限管理機能 保健予防システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>4. 運用管理機能 システム監視、操作記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
成人検診情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく健康増進事業のうち、がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の受診者
その必要性	各検診の受診歴や結果情報を適正に管理するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号・その他識別情報: 対象者を正確に特定するため 4情報、その他住民票関係情報: 正確な本人特定及び受診票に記載された情報と突合するため 健康・医療関係情報: 検診結果情報を適正に管理するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年4月1日
⑥事務担当部署	健康福祉局保健部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (企画総務局総務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (各種検診委託事業者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤、中間サーバー)	
③使用目的 ※	検診受診結果を適正に管理するため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局保健部健康推進課、各区厚生部地域支えあい課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・検診結果の登録、管理 ・検診受診歴、検診結果の照会、提供 ・統計資料の作成	
情報の突合	内部番号(受診券番号)、氏名、生年月日、性別により突合し本人確認を行う。	
⑥使用開始日	令和4年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	共通基盤の運用・保守業務	
①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立製作所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑥再委託事項	共通基盤の運用・保守業務のうち、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認、自動実行ジョブスケジュールの実行確認等
委託事項2～5		
委託事項2	保健予防システムの運用・保守業務	
①委託内容	保健予防システムに関する運用・保守業務(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧等)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<広島市における措置>

・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。

・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。

- 1.データセンター入口のセキュリティゲート
- 2.サーバー室入口の電子錠
- 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠

上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。

また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。

・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐

し、定期的に巡回を行う。

・データセンターから情報記録媒体の持ち出しを行う場合、事前に本市担当職員が押印した情報記録媒体等持出承認書をデータセンターに持参し、退館する際に警備員に提出することとしている。

・データセンターから退館する際、警備員による手荷物検査を行い、情報記録媒体等持出承認書に記載のない情報記録媒体を保持していた場合、データセンターからの持ち出しはできない。

・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。

・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは中間サーバー用データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民基本情報】

個人番号
宛名番号
世帯番号
住所
前住所
転出予定年月日
転先地
本籍地
筆頭者氏名
本名氏名
旧氏名
世帯主氏名
生年月日
性別
続柄
住民異動年月日

【検診基本情報】

受診年度
受診日
受診時年齢
通知書番号
医療機関
事業区分
検査方法
免除区分
請求年月
請求元区分

【がん検診共通】

支払加算情報
前回受診歴
受診勧奨
偶発症
精密検査
精密検査受診日
精検受診時年齢
精密検査医療機関
精検結果
がんの病期、深達度など

【胃がん検診】

一次検診(X線検査)
その他内容
判定
精検要否
一次検診(内視鏡検査)
検査実施日
検診方法
生検実施
生検結果Group
生検結果その他
検査医判定
検査医判定_胃がん内訳
検査医判定_悪性病変
読影実施日
読影医_再検査要否
読影医判定
読影医判定_胃がん内訳
読影医判定_悪性病変
総合判定年月日
総合判定
総合判定_胃がん内訳
総合判定_悪性病変
検査後方針
検査後方針_要治療
精密検査実施医療機関
精密検査対象有無(R4副本)
精密検査
精密検査受診日
精検受診時年齢
精密検査医療機関
精検結果
がんの病期、深達度など

【大腸がん検診】

一次検診
便潜血1回目
便潜血2回目
精検要否
健康手帳

【肺がん検診】

一次検診
X線所見判定区分
喀たん細胞診判定区分
精検要否
健康手帳
アスベスト問診
喀痰容器配布
精密検査
精密検査受診日
精検受診時年齢
精密検査医療機関
精検結果
がんの病期、深達度など

【子宮がん検診】

一次検診
検体の適正・不適正判定
その他内容
細胞診頸部(ベセスダ)
細胞診頸部(日母)
細胞診体部
HPV検査
精検要否
健康手帳
精密検査
精密検査受診日
精検受診時年齢
精密検査医療機関
精検結果
がんの病期、深達度など

【乳がん検診】

一次検診
撮影年月日
撮影方法
読影判定
読影医(～H29)
乳腺の評価(第1読影)
カテゴリ(第1読影)
読影医(第1読影)
乳腺の評価(第2読影)
カテゴリ(第2読影)
読影医(第2読影)
マンモグラフィ判定(～H29)
視診・触診実施年月日(～H29)
視診・触診判定(～H29)
総合判定
総合判定年月日
精密検査実施医療機関
健康手帳
精密検査
精密検査受診日
精検受診時年齢
精密検査医療機関
精検結果
がんの病期、深達度など

【骨粗鬆症検診】

一次検診
測定方法
検査骨量値
検査判定
骨粗鬆症判定
DXA検査骨量値
DXA検査測定部位
DXA検査判定
DXA検査所見
エックス線検査骨量値
エックス線検査測定部位
エックス線検査判定
エックス線検査所見
CT検査骨量値
CT検査測定部位
CT検査判定
CT検査所見
超音波検査骨量値
超音波検査測定部位
超音波検査判定
超音波検査所見
精密検査
精検受診日
精検受診時年齢
精検医療機関
精検医療機関名
精検結果

【歯周疾患検診】

歯磨きの回数
歯磨きの所要時間
歯間ブラシ(新様式)
1年間以内に歯科健診受診
定期的な歯石除去
歯間ブラシやデンタルフロス使用
1年間以内に歯磨き指導
喫煙
かかりつけ歯科医
全身の状態
硬いものが食べにくい
汁物等でむせる
口の渇きが気になる
健全歯数
未処置歯数
処理歯数
現在歯数
要補綴歯数
欠損補綴歯数
欠損歯有無
口腔清掃状態
歯石の付着
歯肉出血BOP
歯周ポケットPD
判定
精密検査
精検受診日
精検受診時年齢
精検医療機関
精検結果

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
成人検診情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムにおける権限設定により、情報提供ネットワークシステムへ情報照会の権限が与えられた者のみが利用できることにしている。 ・ログインを実施した職員、操作内容の記録が実施されるため、不適切な利用を抑止する仕組みとしている。 ・受診結果データをシステムに登録する際は、氏名、生年月日、性別等と照合を行い、適切な情報のみを登録している。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務の対象者以外の情報を入手することはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>保健予防システムでは、当該事務に関係のない情報へのアクセスはできないよう内部制御されている。</p> <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われたい仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付を管理する機能であり、事務に必要なない情報との紐付けは行われたい仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><保健予防システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種業務に従事する職員ごとに、予防接種台帳ファイルを使用できるIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報を記録した申請書は、鍵付き保管庫等で保管するとともに、職員に対し、情報セキュリティ研修や倫理研修を行い、職員の情報セキュリティ及び法令順守の意識の向上を図っている。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><保健予防システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システムにおける権限設定により、情報提供ネットワークシステムへ情報照会の権限が与えられた者のみが利用できることにしている。 ・ログインを実施した職員、操作内容の記録が実施されるため、不適切な利用を抑止する仕組みとしている。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携支援端末を操作して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムとの連携仕様に基づき、自動的に情報照会が行われる仕組みとなっており、目的外の情報を入手することはできない。 ・情報連携支援端末の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が情報照会を行うことはできない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤を利用し、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不正に特定個人情報を登録することはできない。 <p>①共通基盤内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了後の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 <p>②情報連携支援端末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携支援端末を操作して、中間サーバーに特定個人情報の副本を登録する場合には、中間サーバーとの連携仕様に基づき、自動的に特定個人情報の副本の登録が行われる仕組みとなっており、不正に特定個人情報を登録することはできない。 ・情報連携支援端末の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が中間サーバーに特定個人情報の副本を登録することはできない。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、情報連携支援端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、業務主管課長から共通基盤管理責任者である情報システム課長に使用制限の解除を申請し、情報システム課長から共通基盤のシステムエンジニアに制限解除を指示する。共通基盤のシステムエンジニアが制限解除を行った後、業務主管課において、動作確認を行うという手順としている。電子記録媒体利用終了後の利用制限再設定についても、同様の手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定し、使用者も特定の職員のみとするとともに使用後は鍵付き保管庫で保管している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><共通基盤における措置> 【共通】 次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、eラーニングを導入し、未受講者に対して催促メールを送信することで受講率の向上を図っている。また、公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分)については、庁内LANの全庁資料室に研修資料を掲載しているため、未受講者がいつでも研修資料を参照できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修(情報セキュリティに関する部分) 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号 082-243-2583
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記載し、前記「①請求先」に提出する。その際、運転免許証など本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	広島市健康福祉局保健部健康推進課保健指導係 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号 082-504-2290
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

